

新型コロナに伴う生活福祉資金特例貸付に関する一部返済免除のご案内（次年度以降）

住民税が非課税である世帯 については、免除申請書などの必要な書類を送付し、長崎県社協から免除決定が通知されることで貸付金の返済（借りていたお金を返すこと）が一部免除となります。下記の要件に該当し、返済免除を希望する方は、別添の免除申請書に必要事項を記入し、必要書類を同封したうえで、下記まで郵送ください。**一部返済免除は資金種類ごとに申請が必要です**ので、ご注意ください（※非課税であれば自動的に免除されるわけではありません）。

1. 対象となる資金種類

令和6年度の住民税が非課税である世帯は貸付金の一部が返済免除となります。

※緊急小口資金と総合支援資金（初回貸付）等の複数の貸付を借り受けている場合は、貸付ごとに免除申請書が必要です。

2. 一部返済免除の対象となる要件、必要書類など

一部返済免除要件	申請に必要な書類
借受人(および世帯主)の 令和6年度の住民税が均等割・所得割いずれも非課税 と証明されている方	<input type="checkbox"/> 償還免除申請書（様式1-1） <input type="checkbox"/> 今の世帯全員が記載されており、かつ、免除申請時点から3か月前までに発行された住民票の写し(世帯主の氏名・続柄の記載があるもの) <input type="checkbox"/> 借受人(および世帯主)の 令和6年度 の住民税課税証明書 ※または非課税証明書

○ 免除申請書は、右上に（様式1-1）と記載のある書類を必ず使用してください。また、免除申請書の太枠内について、記入および☑が必要です。

○ 免除申請書（様式1-1）の項目「世帯の状況」については、この資料の2ページの「フローチャート」の結果により☑箇所が異なります。

(i)	に該当 ⇨	「現在は借受人以外の者が世帯主であり、かつ現在の世帯主は貸付申請時に借受人とは別世帯」に☑をつけてください。
(ii)	に該当 ⇨	「現在、借受人が世帯主である」に☑をつけてください。
(iii)	に該当 ⇨	「左記のいずれにも当てはまらない場合」に☑をつけてください。

※DVによる避難等により世帯主の課税証明書(または非課税証明書)を取得できない場合「現在は借受人以外の者が世帯主であるが、DVによる避難等により世帯主の所得証明書を取得できない」に☑

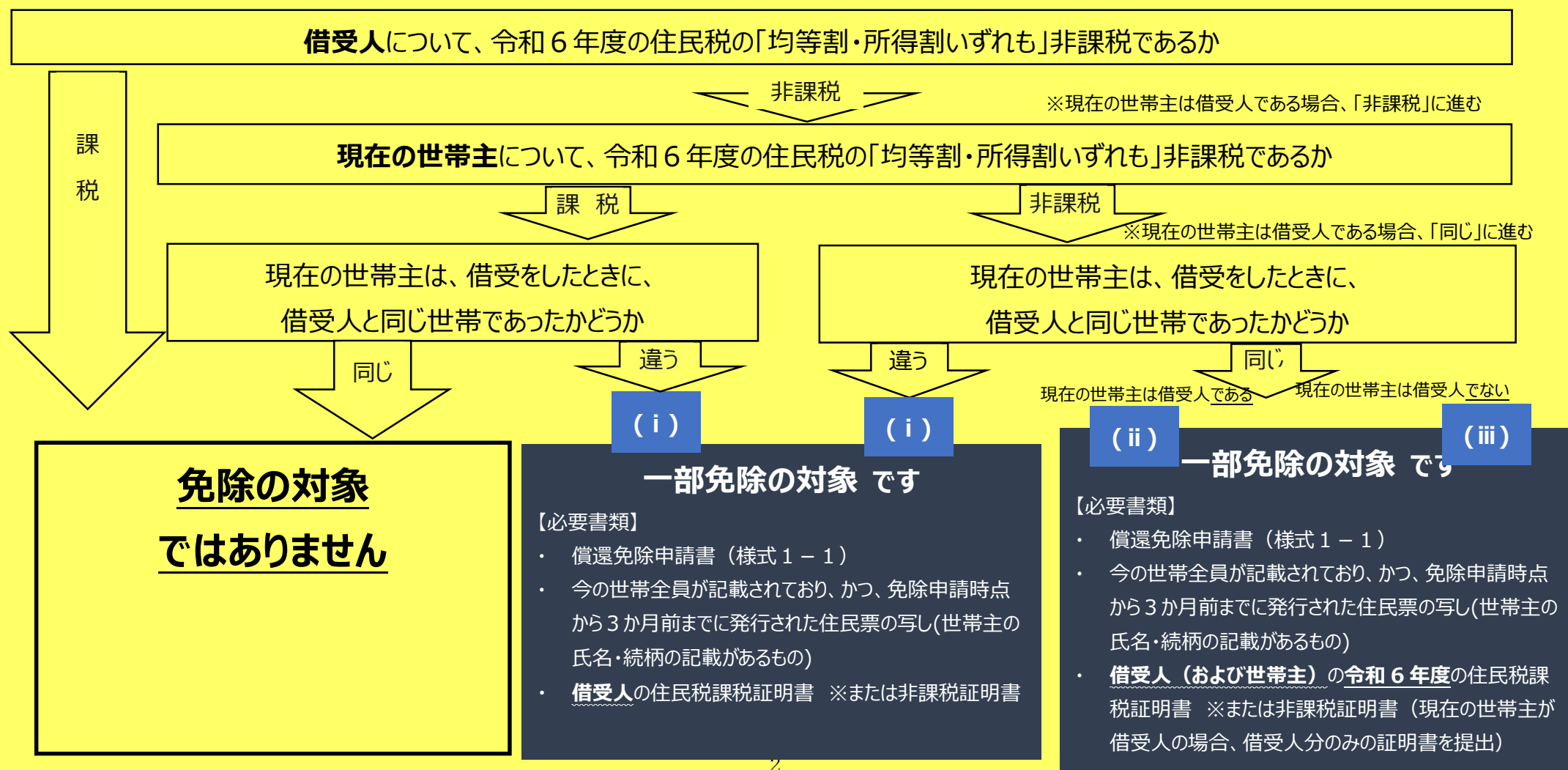
○ **住民税の均等割・所得割いずれも非課税であるかどうかについては、市区町村の窓口等において以下の書類を取得し、確認してください。**

令和6年6月ごろに発行可能となる非課税証明書（令和5年1月～12月分の所得が記載）（4P参照）

- 確定申告や年末調整をしていない場合、住民税の申告をしなければ、課税証明書および非課税証明書は発行されない場合があります。住民税の申告方法については、お住まいの市区町村の税務課等にお問い合わせください（市区町村により、申告書の様式等が異なります）。
- 令和6年度の「均等割・所得割いずれも非課税」の方が対象となります。所得割のみ非課税となっている方は免除の対象ではありません。
- 下記のフローチャートで、(iii) に当てはまる場合、借受人と世帯主の両方の令和6年度住民税が非課税であることが要件です。今の世帯全員が記載されており、かつ、免除申請時点から3か月前までに発行された住民票の写し(世帯主の氏名・続柄の記載があるもの)を添付してください。

3. 免除になるか、確認するためのフローチャート

以下により、免除要件に当てはまるかどうか確認してください。



4. 免除となる金額について

令和6年度の課税証明書（非課税証明書）を取得後、〆切までに免除を申請すると、令和7年の最初に到来する返済開始月以降が免除となります。

（例）総合支援資金（初回貸付）を60万円借りて、令和6年1月から10年間（120回）で返済する場合（5千円/月の返済）

令和6年1月	返済開始	令和6年6月	免除申請・決定	令和7年1月		令和8年1月		令和9年1月		令和10年1月		令和11年1月		令和12年1月		令和13年1月		令和14年1月		令和15年12月	
免除対象外			免除																		
			免除 (54万円 (108回分))																		

免除対象外：令和6年の分は返済が必要です。
(6万円 (12回分))

5. 書類の送付先と送付期限について

送付先	※同封の返信封筒にてご返送ください。 〒852-8790 長崎県長崎市茂里町3番24号 社会福祉法人長崎県社会福祉協議会 新型コロナ特例貸付窓口行
送付期限	令和6年7月31日 必着 ※今回添付の返信用封筒をご利用ください。 ※送付期限を超えて申請された場合、返済免除の手続きが遅れ、本来、免除の対象となる分が返済開始になる場合があります。 <u>すでに返済された金額は、返済免除の対象となりませんので、ご注意ください。</u>

6. その他

- この文書に記載している要件以外にも、返済免除となる要件があります。厚生労働省の「緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金返済免除規程」を確認いただき、要件に該当する場合、下記「7. お問い合わせ先」の「返済免除の要件など、全般的な問い合わせ」の連絡先までお問い合わせください。

(緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金返済免除規程)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000801429.pdf>



- 免除申請書に記載のある「自立相談支援機関」とは、生活全般にわたる困りごとの相談窓口であり、全国に設置されています。働きたくても働けない、住む所がない、など、生活するうえで困りごとがある場合は地域の相談窓口にご相談ください。

(自立相談支援機関 相談窓口一覧)

<https://minna-tunagaru.jp/ichiran/>



7. お問い合わせ先

返済免除の要件など、全般的な問い合わせ	申請手続きに関する問い合わせ
個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談 コールセンター Tel : 0120-46-1999 受付時間 : 9時～17時(土・日・祝日を除く)	長崎県社会福祉協議会 新型コロナ特例貸付コールセンター Tel : 095-801-2940 受付時間 : 9時～17時(土・日・祝日を除く)

(参考) 非課税とわかる証明書の取得方法(手続き方法・費用)は

非課税とわかる証明書は、市区町村の「税証明書交付申請書(市区町村によって名称が異なる場合があります。)」により、発行手続きを行って取得してください。

なお、市区町村の窓口で発行手続きを行う場合は、運転免許証等の身分証明書や印鑑を用意する必要があります。また、窓口に行く人が代理人の場合は、本人の委任状が必要です。

手数料として、証明書一通につき、300円程度(各自治体により異なります)が必要になります。

※ 証明書の発行手続きをする市区町村は、その年の1月1日時点で本人が住所を置いていた市区町村ですので、ご注意ください。

(参考) 年末調整や確定申告などを行っていない場合

確定申告や年末調整をしていない場合、住民税の申告をしなければ、課税証明書および非課税証明書は発行されない場合があります。

住民税の申告方法については、お住まいの市区町村の税務課等にお問い合わせください。

その他、緊急小口資金等特例貸付・総合支援資金の償還(返済)に関するお問合せ先

長崎県社会福祉協議会 新型コロナ特例貸付対策室

〒852-8555 長崎市茂里町3番24号

TEL : 095-865-8615 (土・日・祝日を除く)